

令和3年度 豊田市立野見小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

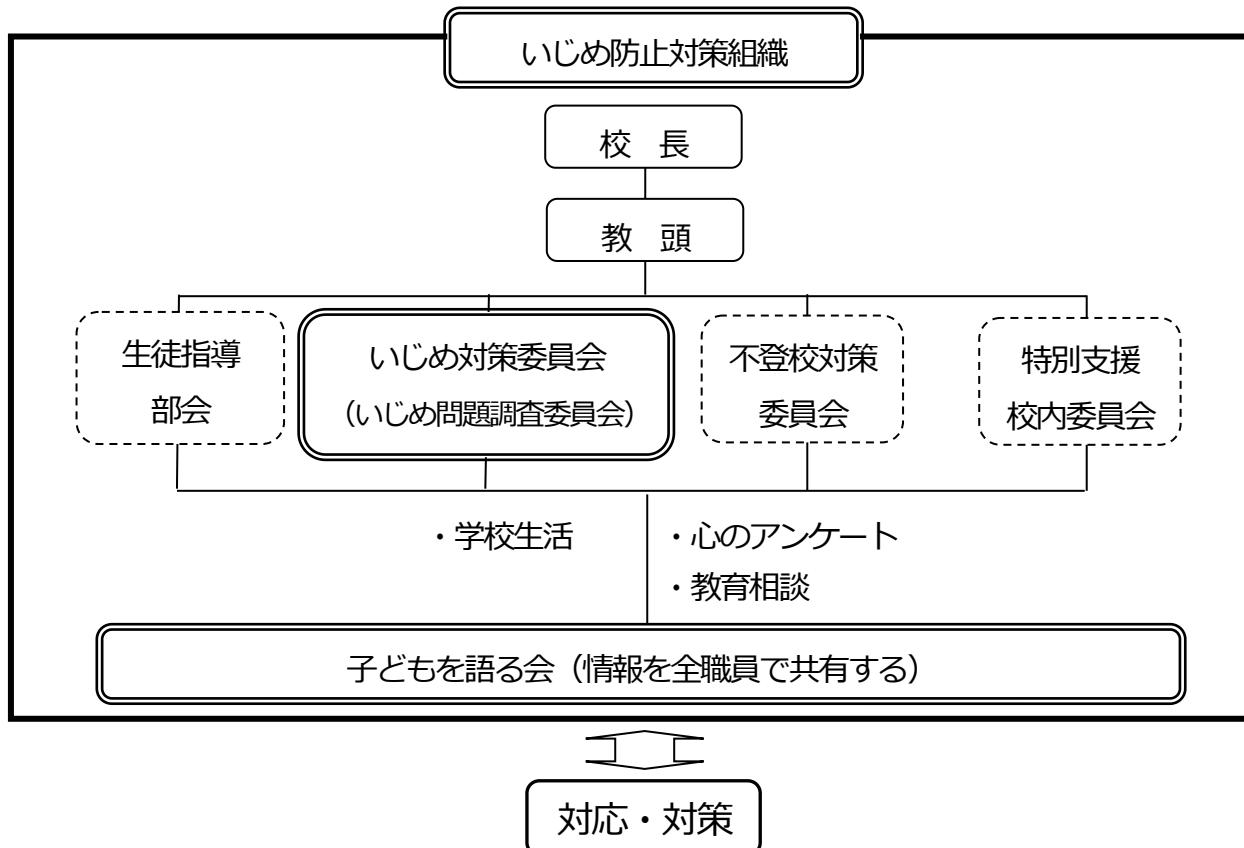
いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

きらめき 5 つの心①進んであいさつができる子、②素直にありがとう、ごめんなさいが言える子、③人のためにはたらく子、④進んで本に親しむ子、⑤学び合いの授業を楽しむ子、を目指すこども像の柱とする。また、個に応じた、勇気、善行、努力に対して、ひまわりの種賞シールを配付し、9枚集めた児童には、きらめき賞を贈り、地域、家庭、学校で個を認める取り組みを行う。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、児童（生徒）からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。



(1) 「いじめ対策委員会」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・教員による「点検と見直しのためのチェックシート」や「保護者アンケート」を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・教育相談アンケート（心のアンケート）や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
 - ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校自己評価の結果等を発信する。
- エ いじめへの対処
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について教育委員会へ報告する。
 - ・いじめ解消の判断をする。
 - ・重大事態が起きた場合は、「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。

(2) いじめ対策委員会の構成員

<教職員>

- | | | |
|---------|-------------------|---------|
| ○校長 | ○教頭（教育相談コーディネーター） | ○保健主事 |
| ○教務主任 | ○校務主任 | ○教育相談主任 |
| ○生徒指導主任 | ○学年主任 | ○養護教諭 |

※必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方を加える

- スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー

(3) 「子どもを語る会」の役割

- ・全教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。

- イ 「子どもを語る会」を開催し、日常の児童の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。

ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 新型コロナウイルス感染症に関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- カ 児童自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。

(2) 早期発見の取組

- ア 教育相談アンケート（いじめアンケート）や教育相談（6月、10月、年2回）を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 「教員チェックシート」を実施して学級の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。
- オ 教職員間で情報共有する「子どもを語る会」を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。
- カ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら速やかに管理職へ報告をあげ「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応し、市教委（パレクとよた）へ報告する。
- イ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。
- エ いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

<いじめ解決の目安>

- ・いじめを受けた児童（生徒）が、現在いじめないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童（生徒）の保護者が、現在いじめないと判断できる。
- ・周りの児童（生徒）や教師から見て、現在いじめないと判断できる

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 教員による「点検と見直しのためのチェックシート」を年2回（7月、12月）、「保護者アンケート」を年1回（11月）実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめの防止に関する校内研修（OJT研修）を年1回計画し、児童（生徒）理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。必要に応じて、年度途中に見直しをする。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。